

令和4年度国民健康保険料の料率について

国民健康保険料は、医療分、後期高齢者支援金分、介護分の3つに区分され、さらにそれぞれの区分ごとに、所得割、被保険者均等割及び世帯別平等割の3つに区分されます。

また、具体的な料率については、当該年度の被保険者数や世帯数の見込み、及び直近における国民健康保険財政の収支などを勘案し、毎年度算定しております。

つきましては、現時点における被保険者数や、令和3年度国民健康保険特別会計決算見込み等を踏まえ算定した、令和4年度国民健康保険料の料率について報告するものです。

1 令和3年度末時点の被保険者数及び世帯数 ※（ ）は前年度末数字

被保険者数：81,918人（83,750人→△1,832人）

世帯数：54,695世帯（55,140世帯→△445世帯）

全市民に占める加入率：18.55%（19.08%→△0.53ポイント）

2 令和3年度国民健康保険特別会計決算見込み（概算）

保険料収入が料率算定時の見込みよりも多かったことなどにより、次のとおり単年度収支において歳入超過が想定されます。

① 歳入総額：381億 321万円（令和2年度からの繰越金含む）

② 歳出総額：371億 506万円

③ ①－②：9億9,815万円（令和4年度への繰越金）

④ ①のうち令和2年度からの繰越金額：9億7,394万円

⑤ ③－④：2,421万円（単年度収支）

3 令和4年度国民健康保険料の料率

令和4年度に本市が県に支出する国民健康保険事業費納付金が、被保険者の高齢化、医療の高度化による保険給付費の増などの理由によりまして、被保険者一人当たり約8,600円の大幅な増額となっております。

このことにより、一人当たり保険料を同程度増額する保険料率の引き上げを検討する必要がありますが、大幅な保険料率の引き上げは、被保険者の生活に大きな影響を与えてしまうことから、基金繰入金及び繰越金等を活用することで、一人当たり保険料の引き上げ幅を約4,000円まで抑制を図り、令和4年度国民健康保険料の料率を決定しました。

なお、具体的な料率等については、次ページのとおりです。

【令和4年度国民健康保険料の料率及び賦課限度額】

(1) 医療分

区分	令和4年度	令和3年度	対前年度比較
所得割	旧ただし書所得の5.95%	旧ただし書所得の5.73%	0.22ポイント
均等割	24,240円	23,640円	600円
平等割	16,560円	16,440円	120円
賦課限度額	650,000円	630,000円	20,000円

(2) 後期高齢者支援金分

区分	令和4年度	令和3年度	対前年度比較
所得割	旧ただし書所得の2.53%	旧ただし書所得の2.49%	0.04ポイント
均等割	9,960円	9,840円	120円
平等割	6,840円	6,840円	0円
賦課限度額	200,000円	190,000円	10,000円

(3) 介護分

区分	令和4年度	令和3年度	対前年度比較
所得割	旧ただし書所得の2.41%	旧ただし書所得の2.07%	0.34ポイント
均等割	11,880円	10,320円	1,560円
平等割	5,880円	5,040円	840円
賦課限度額	170,000円	170,000円	0円

(4) 一人当たり保険料

令和4年度	令和3年度	対前年度比較
110,037円	104,441円	5,596円(5.35%増)

※ 令和3年度の一人当たり保険料は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、被保険者の所得減少を想定して算出したもので、同じ所得水準で保険料を算定し、比較しますと、一人当たり保険料は約4,000円の増加となります。

(参考) 令和2年度一人当たり保険料 105,928円

以上

福祉部 保険年金課